

高梁市社会福祉協議会

訪問介護事業所

重要事項説明書

重要事項説明書

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(総合事業ホームヘルプサービス)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会
所在地	岡山県高梁市向町21番地3
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 森田 仲一
電話番号及びFAX番号	電話番号0866 (22) 7243 FAX番号 0866 (22) 0845

2. 利用事業所の概要

事業所名称	高梁市社会福祉協議会 訪問介護事業所	高梁市社会福祉協議会訪問介護事業所 高梁西サテライト
所在地	高梁市向町21番地3	高梁市川上町地頭2070番地1
事業所の種類	訪問介護・第1号訪問事業（総合事業ホームヘルプサービス）	
指定年月日	訪問介護 総合事業ホームヘルプサービス	平成12年4月1日 平成30年4月1日
事業所番号	岡山県 3370900155	
管理者氏名	高橋 ひずる	
電話番号及びFAX番号	電話番号 0866 (22) 7244 FAX番号 0866 (22) 0845	電話番号 0866 (48) 9770 FAX番号 0866 (48) 3004
事業の実施地域	旧高梁市 有漢町	成羽町 川上町 備中町

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態又は事業対象者にある利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービス、総合事業ホームヘルプサービスを提供することを目的とします。
-------	---

運営の方針	<p>1. 訪問介護、総合事業ホームヘルプサービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するため、又は要支援者状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態になることの予防のための適切なサービス提供に努めます。</p> <p>2. 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図るものとする。</p>
-------	---

4. 職員体制

職 種	員 数	業務の内容
管 理 者	常勤1人	訪問介護・総合事業ホームヘルプサービスに関する業務管理
サービス提供責任者	常勤2人以上	訪問介護・総合事業ホームヘルプサービス計画の作成等
訪 問 介 護 員	10人以上	訪問介護・総合事業ホームヘルプサービスの提供等

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日～1月3日までを除く。
営 業 時 間	8時30分～17時15分

6. サービス内容

(1) 身体介護（ご家庭を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。）

- 入浴、清拭、洗髪介助・・・入浴の介助や清拭や洗髪などを行います。
- 排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。

*医療行為は致しません。

(2) 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理・・・利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

*預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

*利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は行いません。）

(3) その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

☆総合事業ホームヘルプサービスのサービスは、自立支援の観点から、利用者が出来る限り自

ら家事等を行うことが出来るように支援することを目的としています。そのため、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

7. 利用料金自己負担額

あなたがサービスを利用した場合、お支払頂く利用料（利用者負担額）は、以下のとおりです。ただし介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきますのでご注意ください。

☆ご契約者がまだ要介護認定及び要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定及び要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

サービスの提供時間数は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、サービス計画変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

(1) 訪問介護利用料

○身体介護中心の場合

所要時間	20分以上30分未満			30分以上1時間未満			1時間以上1時間30分未満		
基本利用料	2,680円			4,260円			6,240円		
利用者負担額 (円)	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	268	536	804	426	852	1,278	624	1,248	1,872

○生活援助中心の場合

所要時間	20分以上45分未満			45分以上		
基本利用料	1,970円			2,420円		
利用者負担額 (円)	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	197	394	591	242	484	726

○身体介護及び生活援助の組み合わせの場合

所要時間	身体20分以上30分未満 及び生活20分以上45分未満			身体介護30分以上1時間未満 及び生活20分以上45分未満		
利用料	3,400円			4,970円		
利用者負担額 (円)	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	340	680	1,020	497	994	1,491

(注1) 上記基本利用料は、介護報酬告示で定める額に特定事業所加算Ⅱを含む額であり

介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。これが改定された場合はこれらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)

- ・* 2人の介護員が従事 200%を算定します。
- ・* 初回加算 利用者負担額 200円 (1割負担の料金)
- ・* 緊急時加算 利用者負担額 100円/1回 (1割負担の料金)
- ・ 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10 (上記利用者負担額に含む)
- ・ 特別地域加算 15% (成羽町 川上町 備中町)
- ・ キャンセル料 600円

健康状態の急変等やむを得ない場合を除き、利用者の都合により利用をキャンセルする場合は、利用日の午前8時30分までに連絡してください。連絡がなく訪問介護員が訪問した場合は600円をいただきます。(高梁市介護予防・日常生活支援総合事業利用者は除く)

(2) 総合事業ホームヘルプサービスの利用料 基本料金 (月単位の定額制)

支給区分	事業対象者 (週1回程度)			要支援1・2 (週1回程度)			要支援1・2 (週2回程度)			要支援2 (週2回を超える程度)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本利用料	11,760円			11,760円			23,490円			37,270円		
利用者負担額 (円)	1,176	2,352	3,528	1,176	2,352	3,528	2,349	4,698	7,047	3,727	7,454	11,181

(注1) 総合事業ホームヘルプサービスにあつては高梁市の定める額とし、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

- ・* 初回加算 利用者負担額 200円

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、原則として、日割り計算は行いません。

☆ただし、下記の場合は、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

- ① 月途中で要介護から総合事業に変更となった場合
- ② 月途中で総合事業から要介護に変更となった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

(3) 利用者負担額減免制度

社会福祉法人等による「利用者負担軽減確認証」を提示された場合は、利用者負担を10% (1割) から 7.5%に軽減します。〔※高齢福祉年金受給者及び同相当者は5.0%〕

8. 支払い方法

ご利用当月の利用料金を、1ヶ月ごとに計算し利用明細を添えて通知し請求いたしますので、ご利用日の翌月末日までに、現金又は口座振替にてお支払ください。お支払いを確認しましたら領収書を発行いたします。

9. 利用の中止・変更等

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時15分までに事業所に申し出てください。

10. サービスの終了

- (1) 利用者が施設入所又は死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 契約書第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

11. 苦情受付及び苦情解決の体制

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談窓口

相 談 窓 口	面接場所	高梁市社会福祉協議会訪問介護事業所
	所在地	高梁市向町21番地3
	連絡先	電話番号0866 (22) 7244 FAX番号0866 (22) 0845
	面接場所	高梁市社会福祉協議会 介護保険課
	所在地	高梁市向町21番地3
	電話番号	0866 (22) 7244
	受付時間	平日 8時30分～17時15分 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までは除く

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

高梁市役所 健康福祉部 健幸長寿課	所在地	岡山県高梁市松原通2043番地
	電話番号	0866 (21) 0299
	受付時間	平日 8時30分～17時15分
岡山県 国民健康保険 団体連合会	所在地	岡山県岡山市北区桑田町17番5号 (介護サービス苦情処理)
	電話番号	086 (223) 8811
	受付時間	平日 8時30分～17時00分

12. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。又、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の連絡先へ速やかに連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 利用者にサービス提供中、事故が発生した場合は、県、保険者(市町村)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また事故状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- (2) 利用者にサービス提供中、事故が発生し、事業者側に法律上の賠償責任が生じた場合、事業者の加入する補償制度等により適切な対応をいたします。

1 4. 秘密保持と個人情報保護

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏洩せず、また、利用契約終了後または従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 同意を得た場合は、次の利用目的の範囲内で使用することとします。
介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的
 - ① 介護関係事業者の内部での利用に係る事例
 - ・ 事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - ・ 介護保険事務
 - ・ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、利用者の介護サービスの向上
 - ② 情報提供を伴う事例
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
 - ・ 介護保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ③ 介護関係事業者の内部での利用に係る事例（上記以外の利用目的）
 - ・ 介護関係事業所の管理運営業務のうち、介護サービスや維持、改善のための基礎資料、介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

1 5. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるよう努めるものとします。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン会議等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者である市町村に通報するものとします。

16. 第三者評価の実施状況

- ・未実施

重要事項説明書の説明年月日

____年 ____月 ____日

訪問介護のサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岡山県高梁市向町21番地3
	法人名	社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会
	代表者	会長 森田 伸一
	事業所	高梁市社会福祉協議会訪問介護事業所
	説明者	_____ ㊟

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け同意しました。

また、個人情報保護法に基づき、サービス担当者間で共通の目標の下でサービスの提供が適切に行われるために、主治医、他の居宅サービス事業者並びに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、又は施設サービス事業者、及び計画上位置づけられたサービスを行うボランティア等の保険給付対象外のサービス事業者等が、訪問介護サービス計画の内容について情報提供を求めている場合は、事業者から主治医、他のサービス提供事業者等に、訪問介護サービス計画並びに私（利用者）及び家族の状況についての情報を提供することを同意します。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

署名代行人

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟ （利用者との関係 _____）

署名代行の理由 _____

家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟ （利用者との関係 _____）

